

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元  
東電・柏崎刈羽原発差止め  
市民の会  
新潟市中央区新光町6-2  
TEL/FAX 025-288-6  
611 kashikarisashitome  
@gmail.com  
市民の会年会費 1,000円



新潟地裁まで入廷行動

日本列島は広く汚染され、福島第一原発事故以上の汚染になり得る」と強調しました。「発電量が世界最大の柏崎刈羽原発の事故は、福島原発事故をはるかに上回る放射能被害をもたらす。その再稼働を福島原発事故から何も学ばない国が許可し、無責任体質のままの東電が稼働させることに心底恐怖を覚える。この恐怖は福島県内で安全な原発などないことを味わってきた12年間の日々から生まれる恐怖だ。この恐怖を未来世代に味わせたくない。国や司法、私たちが二度とこの国に核事故を起こさない責任

会津若松市在住の片岡輝美さんは「事故によつて大気中に放出された放射性物質は、県境など関係なく広範囲に拡散され、町々や自然を汚染することを目の当たりにした。柏崎刈羽原発が事故を起こせば、私が住む会津地方や福島県全体、東日本はもちろん、

日本列島は広く汚染され、福島第一原発事故以上の汚染になり得る」と強調しました。「発電量が世界最大の柏崎刈羽原発の事故は、福島原発事故をはるかに上回る放射能被害をもたらす。その再稼働を福島原発事故から何も学ばない国が許可し、無責任体質のままの東電が稼働させることに心底恐怖を覚える。この恐怖は福島県内で安全な原発などないことを味わってきた12年間の日々から生まれる恐怖だ。この恐怖を未来世代に味わせたくない。国や司法、私たちが二度とこの国に核事故を起こさない責任

2023年2月9日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第39回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

## 原告の意見陳述

原告準備書面102で松永仁弁護士は、新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会（生活分科会）の避難生活への影響に関する検証結果について言及し、原発事故による生活への影響が極めて深刻で、長期にわたつて続き、回復が難しいことを訴えました。

# 第39回口頭弁論

を全うするためには、島村裁判長には柏崎刈羽原発の即刻の運転差止めを心からお願いしたい」と訴えました。

## 生活分科会の検証結果（準備書面102）

原告準備書面102で松永仁弁護士は、新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会（生活分科会）の避難生活への影響に関する検証結果について言及し、原発事故による生活への影響が極めて深刻で、長期にわたつて続き、回復が難しいことを訴えました。

福島第一原発事故により、避難者の持家率が半減していることが明らかになりました。避難前の持家率は避難指示区域内では62%から31%、区域外では63%から49%から24%までに激減しました。特に区域外避難者は、自費による賃貸住宅が占めるなど、家賃負担の増加が見られます。就業形態の変化では、避難前の非正規職員の割合が避難前の20%から34%に増加しました。収入・支出の変化では、避難により毎月の平均世帯収入が10万5千円減少66・1%が不満を持っています。原発が事故をひとたび起こせば、仕事や人間関係で多くの犠牲を払い、財産やふるさとを失ってしまいます。健康面での不安を抱え、元の生活に戻ることは極めて困難です。検証結果では「新潟県民の皆様には『自分が』として考



報告集会での原告の片岡輝美さん（一番右）

えていただきたい」と書かれています。福島原発事故の実態を見ると、柏崎刈羽原発の再稼働など認めるわけにはいきません。  
緊急時モニタリングの問題点（準備書面103）

原告準備書面103で五十嵐亮弁護士が緊急時モニタリングの問題点について追及しました。福島第一原発事故の際、モニタリングデータの公表が迅速・適切に実施されなかつたことは、原告準備書面93でも述べてあります。モニタリングのデータを国が迅速に公表するのか、モニタリングを適切に分析して避難に活かせるかなど、問題点が多々あります。

市民の会では、口頭弁論期日前のお昼に古町十字路で街頭宣伝行動を行っています。今回は12人が参加し、弁護団の近藤正道さんをはじめ、原告の菅井益郎さんなど何人かがマイクを持ち、訴えました。次回の口頭弁論期日前のお昼にも街頭宣伝行動を企画しますので、決まり次第メールでご案内します。

市民の会のニュースも事務局までお名前、配信希望の旨を記載して、メールの送信をお願いします。

緊急時モニタリングが適切に分析、公表されなければ住民を安全に避難させることはできません。実効性ある避難計画ができる以上、柏崎刈羽原発の再稼働は認めるべきではありません。  
和田光弘弁護団長から6、7号機の非常用取水設備に関する求釈明がありました。

## 市民の会の活動

# カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思います。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

\*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願いします。

## 第40回口頭弁論期日のご案内

日時：2023年5月11日（木）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

### 【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

（FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp）

応募締切：2023年5月7日（日）午後5時（厳守）

### （2）入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしています。入廷していただける方にのみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

### （3）裁判前集会、報告集会・記者会見

※「3密」防止の観点から、裁判所から入廷者数を従前よりも少なく制限される可能性があります。裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。